令和５年度　退職者用

ご退職時における生協手続きのご案内

＜目次＞

① 令和６年４月以降のご予定は　Ｐ１
② 事務手続きについて　Ｐ２
③ 生協利用代金を給与控除できる外郭団体　Ｐ４
④ 生協扱い保険とは　Ｐ５
⑤ 生命保険・損害保険会社の連絡先一覧表　Ｐ６
⑥ 退職後の生協利用について　Ｐ７
⑦ 退職後の生協利用について　一覧表　Ｐ１１
⑧ 自動車任意保険（団体扱い）を継続希望の皆様へ　Ｐ１２～１３

－お問い合わせ・提出先－
千葉県庁生活協同組合　総務係
〒260-0855
千葉市中央区市場町 1-1　千葉県庁南庁舎９階
TEL　043-223-4605

令和６年４月以降のあなたのご予定は・・・？

退職後も生協事業を利用する場合は<u>組合員を継続することが必要</u>です。

令和６年３月ご退職後の４月以降、県庁所属及び関係団体（以下：外郭団体）に勤務される予定の方と退職・民間会社等へ再就職される方では事務手続きが異なります。以下の図表でご確認のうえ、手続き方法をご覧ください。

なお、今現在未定の方は「＜Ｃ＞ご退職・民間会社へ勤務予定」の手続きをご覧ください。

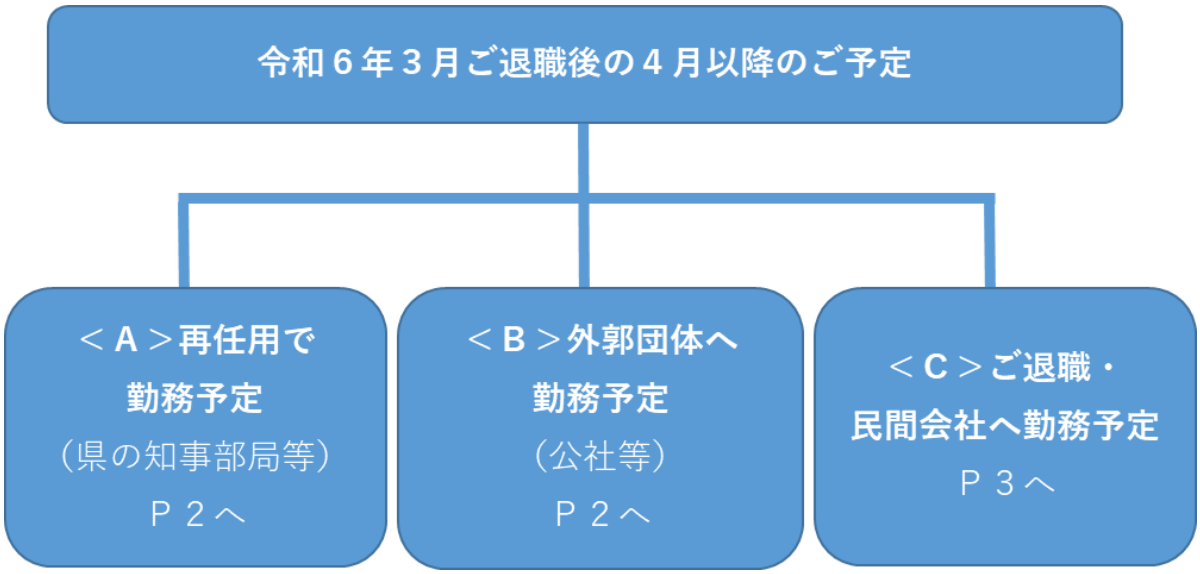

＜Ａ＞再任用で勤務予定

県知事部局、企業局、病院局、各種委員会、教育庁に引き続き勤務され、従来どおり保険料等の生協利用代金を給与から控除できる職場へ勤務される方

＜Ｂ＞外郭団体へ勤務予定

保険料等の生協利用代金を給与控除できる外郭団体（Ｐ４）へ勤務予定の方。
※県の関連団体等でも給与控除できない場合がございますので、担当者にご確認下さい。

＜Ｃ＞ご退職・民間会社へ勤務予定

上記＜Ａ＞または＜Ｂ＞以外の方及び未定の方。

＜A＞再任用で勤務予定の方（県の知事部局等）

◆「退職組合員承認申請書」のご提出が必要となります。

ご提出締切日：令和６年２月 15 日（木）

ご提出後は、今まで通り生協事業を利用することができ、保険料等の生協利用代金のお支払についても、給与控除を継続できます。

＜B＞外郭団体へ勤務予定の方（公社等）※給与控除できる外郭団体の場合

◆「退職組合員承認申請書」のご提出が必要となります。

ご提出締切日：令和６年２月 15 日（木）

ご提出後は、今まで通り生協事業を利用することができ、保険料等の生協利用代金のお支払についても、給与控除を継続できます。

ただし、県の関連団体等でも給与控除ができない場合がございますので、勤務予定の団体へご確認ください。給与控除ができる外郭団体については、Ｐ４の一覧をご確認ください。

＜Ｂの方へのお願い＞

異動データ登録の都合上、令和 6 年４月分は給与からの控除が出来ません。令和 6 年４月分の保険料については、コンビニ専用の振込用紙を個人宛に送付いたしますので、期限までにお支払下さいますようお願いいたします。（保険料のお支払いがなく、産直品ギフトなどを購入いただいた場合は、千葉銀行専用の振込用紙をお送りいたします。）５月以降については、給与控除されるようになります。

なお、コンビニ専用の振込用紙にてご請求いたします保険については、生協扱いの保険のみとなります。一般の生命保険、損害保険のご請求については、各保険会社より５月中旬頃に請求がございますのでご対応をお願いいたします。

４月分の保険料等	→	振込用紙でのお支払い
５月以降の保険料等	→	給与控除

●住所が変更になっている場合は「住所変更届」もご提出ください●

＜C＞ご退職・民間会社へ勤務予定の方

組合員継続の場合と脱退の場合で手続きが異なります。

（1）組合員の継続（生協扱いの保険・生協事業の利用）を希望する場合

◆「退職組合員承認申請書」・「預金口座振替依頼書」のご提出が必要となります。

ご提出締切日：令和 6 年 2 月 15 日（木）

ご提出後は、今まで通り生協事業を利用することができ、保険料等の生協利用代金のお支払については口座振替となります。（保険料のお支払いがなく、産直品ギフトなどを購入いただいた場合は、千葉銀行専用の振込用紙をお送りいたします。）

ただし、登録の都合上、口座振替は 5 月分からとなります。4 月分の保険料については、コンビニ専用の振込用紙をご自宅へ送付いたしますので、期限までにお支払下さいますようお願いいたします。

4 月分の保険料等	**→**	**振込用紙でのお支払い**
5 月以降の保険料等	**→**	**口座振替（毎月 12 日）**※土日祝日の場合は翌営業日

＜一般の生命保険・損害保険に加入されている方＞

令和 6 年 3 月の給与控除をもって団体扱い契約は終了し、個人扱い契約に変更となります。令和 6 年 4 月以降の取り扱いについては、所定のお手続きが必要となりますので、加入されている保険会社または代理店へ契約者ご本人様からご連絡をお願いいたします。

（2）組合員の脱退を希望する場合

◆「脱退届」のご提出が必要となります。

ご退職後、生協扱いの保険など生協事業を利用せず、組合員の脱退を希望する方は、「脱退届」をご提出ください。出資金をお返しいたします。

＜お知らせ＞

生協では、県から提供いただいた定年退職予定情報で手続きを進めております。変更があった場合には、別途対応させていただきますのでご了承下さい。

保険料等の生協利用代金を給与控除できる外郭団体

所属名	所属名
地方職員共済組合千葉県支部	自治労連千葉県本部
公益財団法人　成田空港周辺地域共生財団	日本赤十字社千葉県支部
首都圏新都市鉄道株式会社	千葉県町村会
千葉県職員労働組合	北千葉広域水道企業団
千葉県住宅供給公社	かずさ水道広域連合企業団
千葉県道路公社	山武郡市広域水道企業団
千葉県土地開発公社	九十九里地域水道企業団
一般財団法人　千葉県観光公社	八匝水道企業団
一般財団法人千葉県まちづくり公社	印旛郡市広域市町村圏事務組合
公益財団法人　千葉県産業振興センター	千葉県職業能力開発協会
公益財団法人　千葉県文化振興財団	公益財団法人　千葉県学校給食会
一般財団法人　千葉県環境財団	千葉県　競馬組合
（社福）千葉県社会福祉協議会	南房総広域水道企業団
千葉県公社等運営協議会	東総広域水道企業団
千葉リハビリテーションセンター	公益財団法人　千葉県建設技術センター
千葉県信用保証協会	公益財団法人　ちば県民保健予防財団
公立学校共済組合千葉支部	国民健康保険団体連合会
ホテルポートプラザちば	公益財団法人　千葉県消防協会
一般財団法人　千葉県公立学校教職員互助会	千葉県レクリェーション　都市開発株式会社
公益財団法人　千葉県教育振興財団	千葉県後期高齢者医療広域連合
公益財団法人　千葉県下水道公社	千葉県市町村総合事務組合
公益財団法人　千葉県水産振興公社	東総地区広域市町村圏事務組合
公益財団法人　千葉県スポーツ協会	株式会社幕張メッセ
千葉県農業会議	公益財団法人　千葉県観光物産協会
公益社団法人　千葉県園芸協会	公益財団法人　ちば国際コンベンションビューロー
いすみ鉄道株式会社	公益財団法人　かずさDNA研究所

生協扱い保険とは？

	保険名称	保障内容	保障期間
生命保険	生協グループ保険	死亡保障	70歳
	新医療保険	病気・ケガの入院、手術	80歳※
	医療保険（80歳型）		
	医療保険（終身Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型）		一生涯※
	入院保障保険 （終身型・終身型09・終身型09W）		
	がん治療保険		
	団体総合医療保険		70歳
	エスリー	3大疾病	75歳※
	積立年金保険（税制適格型A）	退職後の年金受給	
	積立年金保険（自由積立型B）	退職後の医療保障等	
	アフラック	がん保険・医療保険等	制度により異なる
損害保険	団体傷害総合保険	ケガ・交通事故の補償	70歳
	ゴルファー保険	ホールインワン・ケガの補償	70歳
	看護賠償責任保険	勤務中の賠償責任補償	在職中
	公務員賠償責任保険	勤務中の賠償責任補償	在職中
	団体長期障害所得保障保険	勤務中の賠償責任補償	64歳
自動車保険	団体扱い自動車保険 ＜団体扱い契約取扱い保険会社＞ 東京海上日動火災、あいおいニッセイ同和、損害保険ジャパン、三井住友海上火災　の4社のみ	自動車任意保険	70歳

※７０歳まで団体扱いでの継続が可能です。それ以降は、個人扱いでの継続となります。

保険加入内容等不明な点がある方は　保険係 TEL 043-227-8100 までご連絡下さい。

＜団体扱い自動車保険について＞

上の表にある自動車保険の団体扱い契約取扱い保険会社の４社に限り、ご退職後も７０歳まで継続することができます。お手続きは満期更新時となりますので、生協または現在お手続きされている代理店にご確認ください。「自動車任意保険（団体扱い）を継続希望の皆様へ」（Ｐ12～13）も合わせてご参照ください。

保険料のお支払いは口座振替（年払いのみ）となり、生協扱いの生命保険、損害保険を継続される場合の預金口座振替依頼書とは別に、所定の口座振替依頼書（２７日振替）の提出が必要となります。

生命保険・損害保険会社の連絡先一覧

業種	保険会社名	電話	担当者
グループ保険	アクサ生命保険株式会社	千葉県庁生協 043-227-8100	保険事業課
新医療保険			
医療保険（80歳型）			
医療保険（終身Ⅰ～Ⅲ型）			
入院保障保険			
エスリー			
ガン治療保険			
積立年金保険A・B			
非更新型定期保険			
団体総合医療保険	日本生命保険相互会社		
団体傷害総合保険	損害保険ジャパン株式会社		
ゴルファー保険			
公務員賠償責任保険			
看護師賠償責任保険	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社		
所得補償保険			
がん保険	アフラック生命保険株式会社		
一般生命保険	日本生命保険相互会社	0120-201-021	
	第一生命保険株式会社	0120-157-157	
	マニュライフ生命保険株式会社	0120-063-730	
	富国生命保険相互会社	0120-259-817	
	朝日生命保険相互会社	0120-714-532	
	ジブラルタ生命保険株式会社	0120-37-2269	
	明治安田生命保険相互会社	0120-662-332	
	大樹生命保険株式会社	0120-318-766	
	住友生命保険相互会社	0120-307-506	
	株式会社かんぽ生命保険	0120-552-950	
	自治労連共済（職員組合内）	043-223-4608	
一般損害保険	三井住友海上火災保険株式会社	0120-560-611	現在ご加入中の「保険代理店」へご連絡下さい。 ※保険証券等に記載されております。 不明な場合は、左記カスタマーセンターまでご連絡いただき代理店の確認を行ってご連絡下さい。
	共栄火災海上保険株式会社	0120-719-112	
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	0120-101-101	
	東京海上日動火災保険株式会社	0120-868-100	
	AIG損害保険株式会社	0120-016-693	
	損害保険ジャパン株式会社	0120-238-381	

退職後の生協利用について①

退職後組合員継続でご利用いただけるもの

－該当する方－
＜Ａ＞県の知事部局等へ再任用で勤務予定の方
＜Ｂ＞公社等の外郭団体所属へ勤務予定の方
＜Ｃ＞県庁をご退職（ＯＢ）または民間会社へ勤務予定（１）の方

■生協グループ保険

この保険は、10/1 から翌年 9/30 までの一年更新の保険制度です。70 歳まで保障される制度ですので、ぜひ引き続き継続をお願いいたします。

－解約される場合－
年に一度、精算をして配当金を加入者に戻す制度のため、配当金を受け取る場合は９月末まで加入していただく必要があります。その場合、保険料は８月口座振替が最終となります。

■その他生協扱い保険

新医療保険、医療保険（80 歳型・終身Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型）、入院保障保険（終身型・終身型 09・終身型 09W）、がん治療保険、エスリー、団体総合医療保険、アフラックがん保険、団体傷害保険、ゴルファー保険・団体扱自動車保険にご加入期間中は、個人扱いよりも割安な団体扱い保険料で継続加入できます。

■住まいのサポート事業

生協へ紹介カードを請求して現地で提出するだけで割引が受けられ、生協からのご入居お祝い品ももらえます。

■マイカー（新車）購入紹介制度

ご自宅近くの優良ディーラー（新車）を紹介し、有利な条件でお車を購入いただけるよう、最大限お手伝いします。

■アンドリース（カーリース）

アンドリースを利用すると購入時、車検時にまとまった費用は不要。全部まとめて毎月定額で車に乗れます。

■産直品ギフト、正月用品、ネットショッピングなど

ご希望の方は店舗・サービス事業係（℡ 043-223-4604）までご連絡下さい。

■ポイントカード

脱退時までご利用いただけます。

＜ご利用可能な生協施設＞

店舗：生協サービスセンター・印旛店舗・君津店舗・香取店舗

食堂：中チカ食堂・スカイレストラン黎明

※セブンイレブン千葉県庁中庁舎店ではご利用いただけません。

退職後の生協利用について②

退職後組合員を継続いただいてもご利用できないもの

－該当する方－

＜Ｃ＞県庁をご退職（ＯＢ）または民間会社へ勤務予定（１）の方

■一般生命保険・損害保険の団体割引

生協による口座振替ができませんので、加入されている保険会社（P6）へ、契約者ご本人様からご連絡下さい。

■チケット（分割払い）、短期払い

現在ご利用いただいている方で、令和６年３月末時点で利用残高がある場合は、振込用紙を送付いたしますので、一括での精算をお願いいたします。

■ガソリンカード

現在ご利用いただいているカードは、ハサミを入れて処分して下さい。

なお、利用残高の精算は以下のとおりとなります。

利用年月	請求方法
令和6年１月の利用分	令和6年３月給与からの控除
令和6年２月の利用分※	令和6年４月に振込用紙でのお支払い
令和6年３月の利用分※	令和6年５月に振込用紙でのお支払い

※生協より千葉銀行窓口専用の振込用紙をお送りいたします。

■ちばぎんスーパーカード、ＪＣＢ・ＤＣカード

次回の更新年月まではご利用可能です。更新を迎えましたら、カード裏側に記載されている信販会社にご本人様より連絡していただき、解約手続きをお済ませください。個人カードへの切替も可能です。

■マイカーローン（カーライフサポート）

４月以降新規でのご契約ができなくなります。

退職後の生協利用について③

退職後組合員でなくても利用できるもの

－該当する方－

＜Ｃ＞県庁をご退職（ＯＢ）または民間会社へ勤務予定（２）の方

■店舗

■食堂　　引き続きご利用お願いいたします。

退職後の生協利用について　一覧表

事業	種類	<A> 再任用 勤務	<B> 外郭団体 勤務	<C> 退職 民間会社へ 勤務
生協扱い保険 保険事業課 043-227-8100	生協グループ保険	○	○	○
	医療保険　P7詳細参照	○	○	○
	エスリー（3大疾病）	○	○	○
	団体傷害保険	○	○	○
	ゴルファー保険	○	○	○
	アフラックがん保険	○	○	○
	団体扱い自動車保険	○	○	○
一般の生命・損害保険の 保険料給与控除	日本生命等	○	○	×
	あいおいニッセイ同和損保等	○	○	×
チラシ等による物品購入 利用事業・各種サービス 店舗・サービス事業課 043-223-4604	チケット分割払い（割賦）	○	○	×
	短期払い	○	○	×
	ガソリンカード	○	○	×
	ちばぎんJCB・DCカード	○	○	更新まで可
	生協指定店	○	○	○
	マイカーローン	○	○	×
	マイカー購入紹介制度	○	○	○
	住まいのサポート事業	○	○	○
	コープ商品や正月用品の購入	○	○	○
	産直品ギフトの購入	○	○	○
	ネットショッピング	○	○	○
	アンドリース（カーリース）	○	○	○
店舗・食堂 店舗・サービス事業課 043-223-4624 食堂事業課 043-223-4623	セブンイレブン中庁舎店 君津　印旛　香取の各店舗	組合員でなくてもご利用いただけます		
	中チカ食堂　スカイレストラン黎明			
	ポイントカード	○	○	○

〇組合員であれば退職後も利用可能

×組合員であっても退職後は利用不可

自動車任意保険（団体扱い）をご希望の皆様へ（1/2）

ご退職後も、自動車任意保険の団体扱い（※団体割引制度）がご利用いただけます。

※現在、団体割引率は 20.0%、毎年 10 月に損害率等により、割引率の改定が行われます。

1　団体割引が適用される取扱保険会社

① 損害保険ジャパン株式会社
② あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
③ 東京海上日動火災保険株式会社
④ 三井住友海上火災保険株式会社

2　手続き方法

契約時（更新時）に、所定の「口座振替依頼書」を提出または、WEB にて口座のご登録をしていただければ、指定の口座から保険料が引落されます。

3　支払方法

口座振替（年払いのみの取扱いとなります）

4　継続期間

70 歳まで

※現在、月払いでご契約いただいている方など 4 月以降保険料の残金がある場合は、一旦精算する必要があります。詳しくは、ご契約している保険代理店にお問合せください。

－生協扱い保険にご加入の方へ－

自動車保険の窓口を県庁生協にし、生協扱い保険と一本化することで、ご加入の保険内容が把握ができ大変便利です。
ぜひ、この機会にご検討下さい。

保険事業課
ＴＥＬ　０４３－２２７－８１００
ＦＡＸ　０１２０－４８８－６２２

自動車任意保険（団体扱い）をご希望の皆様へ（2/2）

5　お手続きの流れ

【例①】　令和５年５月に満期更新をされた方（満期５月・年払いの場合）

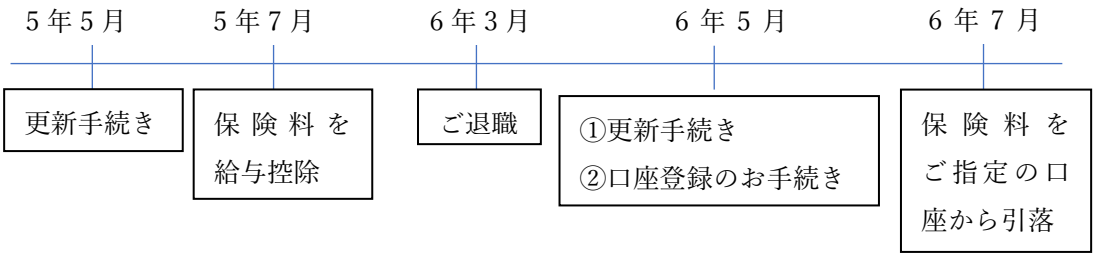

【例②】　令和６年２月に満期更新をされた方（満期２月・年払いの場合）

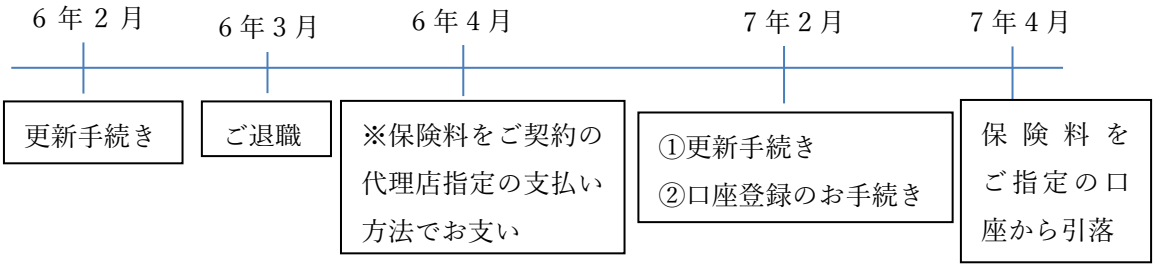

【例③】　令和５年８月に満期更新をされた方（満期８月・月払いの場合）

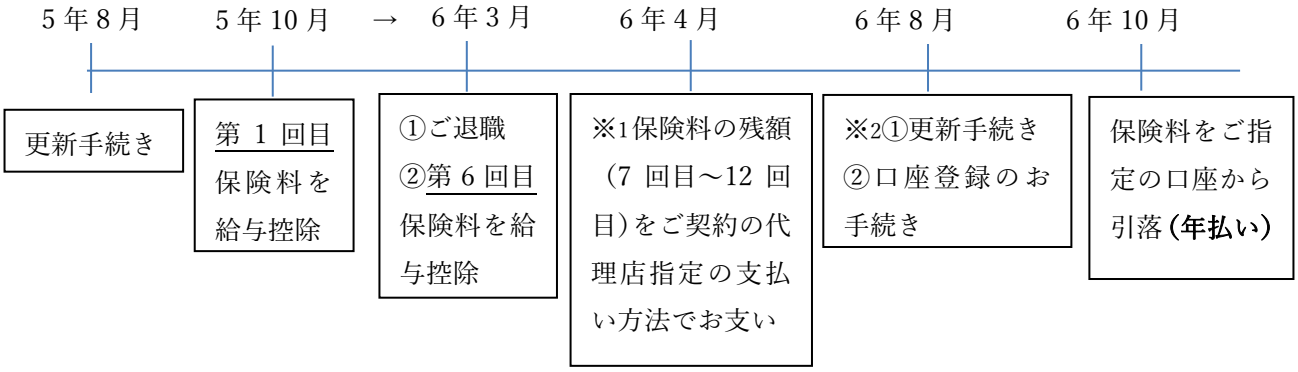

※　保険料のお支払い方法・時期については、ご契約の代理店により異なりますのでご確認ください。

※　保険料のお支払いは、「年払い」のみとなります。